

2026年5月22日

各位

会社名 **TOMOEAWA**
株式会社巴川コーポレーション
コード番号 3878
(URL <https://www.tomoe-gawa.co.jp>)
代表者名 代表取締役社長 井上 雄介
問合せ先 取締役専務執行役員
CFO 経営管理本部長 山口 正明
(TEL 03-3516-3403)

役員退職慰労金制度の廃止及び譲渡制限付株式報酬制度の導入を含む取締役の報酬制度の改定 に関するお知らせ

当社は、2026年5月22日開催の当社取締役会において、役員退職慰労金制度の廃止及び役員報酬制度を以下のとおり改定（以下「本改定」という。）することを決議し、役員退職慰労金制度の廃止にともなう打切り支給及び本改定に関する議案（以下「本議案」という。）を2026年6月25日開催予定の当社第167回定時株主総会（以下「本定時株主総会」という。）に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 役員退職慰労金制度の廃止について

（1）廃止の理由

当社は、コーポレート・ガバナンス強化の一環として役員報酬制度の見直しを行い、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役を対象とした役員退職慰労金制度を廃止することといたしました。

（2）廃止日

本議案が本定時株主総会において承認可決されることを条件として、本定時株主総会終結の時をもって廃止することといたします。

（3）廃止にともなう打切り支給

役員退職慰労金制度の廃止にともない、本定時株主総会終結後も引き続き在任する予定の対象役員につきましては、役員退職慰労金制度の対象となる在任期間に対応する退職慰労金を各対象役員の退任時に打切り支給することといたします。対象役員に対する退職慰労金の打切り支給については、本定時株主総会に付議いたします。

なお、当社は従来から将来の役員退職慰労金の支給に備え、当社所定の基準に基づく要支給額を役員退職慰労引当金として計上しておりますので、業績への影響は軽微であります。

2. 本改定の目的

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、2024年6月26日開催の第165回定時株主総会において、年額240百万円以内（但し、使用人兼務取締役の使用人給与相当額（賞与を含む）は含まない。）とご承認いただいております。

今般、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）について、当社の企業価値の向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、報酬制度を見直すことといたしました。

3. 本改定の概要

本改定は、対象取締役の報酬に関し、上記の取締役の報酬額の範囲内にて、当社グループの業績の成長度等に応じて変動する業績連動性を高めた業績賞与を短期インセンティブとして設定するとともに、新たに中長期インセンティブとして譲渡制限付株式報酬制度を導入するものであります。

（1）報酬の構成

本改定後の取締役の報酬制度（以下、「本制度」という。）において、対象取締役の報酬は、基本報酬（固定・金銭）、業績賞与（変動・金銭）及び譲渡制限付株式報酬制度（固定・株式）で構成されます。

（2）基本報酬（固定報酬）

基本報酬（固定報酬）は、役位、職責等に応じた堅実な職務遂行を促すため、各取締役に当社取締役会において決定した固定金額の金銭を支給する報酬であります。

（3）業績賞与（変動・金銭）

業績連動報酬（変動報酬）として支給する賞与は、業績連動性と、事業年度ごとの会社業績向上に対する意識を高めるため、対象取締役に対し、以下の算定方法のとおり算定した額の金銭を支給する業績連動型の報酬であります。連結経常利益は当社の中期経営計画における重要な数値目標の一つであることから、業績連動報酬の算定に係る財務指標として連結経常利益を選定しております。

各対象取締役に対し、上記の取締役の報酬額の範囲内にて、対象事業年度の業績に応じて以下の計算式により業績賞与を支給する制度であります。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、指名・報酬諮問委員会の審議を経て取締役会で決定することといたします。

■ 計算式

連結経常利益×役位別乗率（下表）

■ 業績賞与 役位別乗率

会長	0.37%
社長	0.40%
副社長	0.39%
専務	0.37%
常務	0.32%
上席執行役員	0.24%
執行役員	0.22%

※上表の乗率にて算出した賞与金額に対し、以下の場合、次の乗率で算出した金額を加算する。

- (1) 代表権 : 賞与金額×0.3倍
(2) CX0指名 : CEO、COO＝ 賞与金額×0.3倍

※当該連結経常利益が1億円未満となった場合、全対象者の役位別乗率は、0とする。

※当該連結経常利益が45億円を上回る場合は、45億円を計算基準額とする。

(4) 譲渡制限付株式報酬（固定・株式）

① 導入条件

譲渡制限付株式報酬制度は、対象取締役に対し、譲渡制限付株式を割り当てるために金銭債権を報酬として支給し、対象取締役は当該金銭債権を現物出資することで当社の普通株式の発行又は処分を受けるものであるため、導入は、本定時株主総会においてかかる報酬を支給することにつき株主の皆さまのご承認を得られることを条件といたします。

なお、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2024年6月26日開催の第165回定時株主総会において年額240百万円以内（但し、使用人兼務取締役の使用人給与相当額（賞与を含む）は含まない。）とご承認いただいておりますが、本定時株主総会では、譲渡制限付株式報酬制度を新たに導入し、上記の取締役の報酬額の範囲内にて、対象取締役に対して譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬枠を設定することにつき、株主の皆さまにご承認をお願いする予定であります。

② 譲渡制限付株式の割当て

各対象取締役に対し、一定期間継続して当社の取締役を務めることを条件に譲渡制限を解除する等のために服する当社普通株式（譲渡制限付株式）を交付する制度であります。各対象取締役は、本制度に基づき当社から支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。

③ 取締役の報酬額と交付株式数

各事業年度において発行又は処分される当社の普通株式の総数上限は年間70,000株以内、年額2,000万円以内とします。但し、本議案が承認可決された日以降、当社の発行済株式総数が、株式の併合または株式の分割（株式無償割当てを含みます。）によって増減した場合は、上限数はその比率に応じて調整されるものとします。

なお、各対象取締役が取得する株式数は、各対象取締役に対して付与される当該金銭債権を、交付取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値（同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値）で除したものとし、1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとします。

なお、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、指名・報酬諮問委員会の審議を経て取締役会において決定することといたします。

④ 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式報酬制度に基づき当社の普通株式の発行又は処分をするにあたり、当社と対象取締役の間で譲渡制限付株式割当契約を締結することといたします。本契約の主な内容は次のとおりです。

- ・対象取締役は一定期間、割当てを受けた株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと。
- ・一定の事由が生じた場合には、割当てを受けた株式について、当社が無償で取得すること。対象取

締役が割当てを受けた当社の普通株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が開設する専用口座で管理される予定です。

<ご参考1>

【本改定のイメージ】

報酬区分	改定前				改定後			
	報酬名称	構成比率	対象		報酬名称	構成比率	対象	
			① 対象 取締役	② ①以外			① 対象 取締役	② ①以外
固定報酬	基本報酬	90%	●	●	基本報酬	70%	●	●
短期 インセンティブ	—	—	—	—	業績賞与	20%	●※	—
中長期 インセンティブ	役員退職慰労金	10%	●	●	譲渡制限付 株式報酬制度	10%	●	—

※対象取締役のうち、業績賞与 役位別乗率の対象ではない取締役は含まれません。

<ご参考2> 本定時株主総会において本議案をご承認いただいた場合には、当社の取締役を兼務していない執行役員に対しても本制度と同様の報酬制度を導入する予定です。

以上